

亀山市告示第107号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）第7条第2項の規定により、地域まちづくり協議会の設立に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月11日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 変更の届出があった地域まちづくり協議会の名称

東部地区まちづくり協議会

2 変更した事項

代表者の氏名

変更前 酒井 昭典

変更後 下重 哲男

3 変更年月日

令和3年4月27日